



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1269	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	1
1270	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	1
1271	保安林の指定施業要件の変更	(").....	2
1272	道路の区域変更	(道路保全課).....	2
1273	海岸保全区域の指定	(港湾空港振興課).....	2
1274	昭和33年和歌山県告示第452号(海岸保全区域の指定)の一部改正	(").....	4

○ 公告

	二級河川広川水系河川整備基本方針の策定	(河川課).....	4
--	---------------------	------------	---

告 示

和歌山県告示第1269号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1270号

平成30年和歌山県告示第1189号（以下「告示第1189号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 所在が不明である通知の相手方
大江敬

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1189号のとおり

和歌山県告示第1271号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市和田字静火502番4地先から同市吉礼字五郎山1470番1地先まで	旧	7.70 } 37.60	3,574.00	
同上	新	7.70 } 37.60	3,574.00	
和歌山市和田字静火532番1地先から同市吉礼字五郎山1470番1地先まで	新	12.56 } 31.72	2,507.22	

和歌山県告示第1273号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成30年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸日高港海岸浜ノ瀬・田井・吉原地区

2 指定場所

和歌山県日高郡美浜町大字浜ノ瀬地先

和歌山県日高郡美浜町大字田井地先

和歌山県日高郡美浜町大字吉原地先

3 基点の表示

基点1	北緯33度53分01秒2980	東経135度08分46秒4824の地点
基点2	北緯33度53分00秒8261	東経135度08分47秒2100の地点
基点3	北緯33度53分00秒3897	東経135度08分47秒8598の地点
基点4	北緯33度52分59秒9905	東経135度08分48秒4132の地点
基点5	北緯33度52分59秒5205	東経135度08分49秒0265の地点
基点6	北緯33度52分58秒7763	東経135度08分49秒8041の地点
基点7	北緯33度52分56秒6165	東経135度08分52秒0272の地点
基点8	北緯33度52分56秒4829	東経135度08分52秒2689の地点
基点9	北緯33度52分55秒5870	東経135度08分53秒1786の地点
基点10	北緯33度52分52秒0059	東経135度08分56秒8139の地点
基点11	北緯33度52分50秒2660	東経135度08分58秒5800の地点
基点12	北緯33度52分49秒0968	東経135度08分59秒7986の地点
基点13	北緯33度52分47秒6539	東経135度09分01秒2759の地点
基点14	北緯33度52分45秒4629	東経135度09分03秒4358の地点
基点15	北緯33度52分44秒4677	東経135度09分04秒4504の地点
基点16	北緯33度52分43秒7188	東経135度09分05秒1205の地点
基点17	北緯33度52分43秒2580	東経135度09分05秒5679の地点
基点18	北緯33度52分42秒4773	東経135度09分06秒3373の地点
基点19	北緯33度52分41秒0054	東経135度09分07秒5909の地点
基点20	北緯33度52分40秒6741	東経135度09分07秒9025の地点
基点21	北緯33度52分40秒5230	東経135度09分08秒0770の地点
基点22	北緯33度52分40秒0097	東経135度09分08秒8751の地点
基点23	北緯33度52分39秒8453	東経135度09分09秒1593の地点
基点24	北緯33度52分39秒8003	東経135度09分09秒2502の地点
基点25	北緯33度52分39秒6596	東経135度09分09秒6023の地点
基点26	北緯33度52分39秒5823	東経135度09分09秒9668の地点
基点27	北緯33度52分39秒5266	東経135度09分10秒4133の地点
基点28	北緯33度52分39秒8571	東経135度09分12秒2357の地点
基点29	北緯33度52分38秒6028	東経135度09分11秒9898の地点
基点30	北緯33度52分37秒9567	東経135度09分11秒7843の地点
基点31	北緯33度52分37秒5166	東経135度09分11秒4269の地点
基点32	北緯33度52分36秒8965	東経135度09分10秒7964の地点
基点33	北緯33度52分36秒2591	東経135度09分10秒0735の地点
基点34	北緯33度52分34秒5430	東経135度09分08秒1055の地点
基点35	北緯33度52分33秒5024	東経135度09分06秒8617の地点

基点36 北緯33度52分37秒3801 東経135度09分02秒8983の地点

基点37 北緯33度52分42秒3513 東経135度09分58秒8147の地点

基点38 北緯33度52分35秒2996 東経135度08分49秒4748の地点

基点39 北緯33度52分51秒1360 東経135度08分32秒1812の地点

4 指定区域

基点1から基点39までを順次結んだ線及び基点1と基点39とを結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第1274号

昭和33年和歌山県告示第452号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

浜の瀬

1和歌山県紀州灘沿岸日高港海岸田井地区海岸の項を削り、「2和歌山県紀州灘沿岸日置港海岸日置地区海岸」を「和歌山県紀州灘沿岸日置港海岸日置地区海岸」に改める。

公 告

二級河川広川水系河川整備基本方針の策定の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、二級河川広川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部総務調整課においてこれを公表する。

平成30年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸